

## ○条文

### 第一章 総則

#### 第一条 目的

- ・ 条例制定の目的

#### 第二条 定義

- ・ 用語の定義

#### 第三条 屋外保管事業場設置者の責務

- ・ 適正な保管に必要な措置の実行

#### 第四条 土地の所有者の責務

- ・ 適正な管理がなされているかの確認

#### 第五条 県の責務

- ・ 市町村との連携、協力による施策の推進 等

### 第二章 適正な保管事業場の許可等

#### 第六条 屋外保管の基準

- ・ 屋外保管事業場の保管基準 等

#### 第七条 屋外保管事業場の許可

- ・ 申請書の提出 等

#### 第八条 許可の基準

- ・ 屋外保管事業場の許可基準 等

#### 第九条 許可の更新

- ・ 5年ごとに許可を更新

#### 第十条 記録の作成等

- ・ 屋外保管に関する記録の作成

#### 第十一条 変更の許可等

- ・ 屋外保管事業場の変更許可基準 等

#### 第十二条 勧告及び命令

- ・ 基準不適合事業場への勧告、命令 等

#### 第十三条 許可の取消し

- ・ 違反者等への許可取消し

#### 第十四条 屋外保管事業場の譲受け等

- ・ 事業の譲受け許可 等

#### 第十五条 合併及び分割

- ・ 合併、分割時の地位の継承

#### 第十六条 相続

- ・ 相続時の地位の継承

#### 第十七条 現場責任者

- ・ 現場責任者の設置

### 第三章 雑則

#### 第十八条 報告徴収

- ・ 屋外保管状況等の報告 等

#### 第十九条 立入検査

- ・ 事業場等への立入検査

#### 第二十条 事故時の措置

- ・ 事故発生時の応急措置の実施 等

#### 第二十一条 許可等に関する意見聴取

- ・ 申請者等の暴力団員等の有無の照会

#### 第二十二条 知事への意見

- ・ 暴力団員等の疑いのある者への措置意見

#### 第二十三条 関係行政機関への照会等

- ・ 関係行政機関への照会、協力、同行の要請

#### 第二十四条 手数料

- ・ 申請手数料の徴収 等

#### 第二十五条 適用除外

- ・ 国、自治体等の屋外保管の条例適用除外

#### 第二十六条 市町村の条例との関係

- ・ 県条例の適用除外

#### 第二十七条 委任

- ・ 規則への委任

### 第四章 罰則

#### 第二十八条～第三十条 罰則

- ・ 懲役や罰金の定め 等

#### 第三十一条 両罰規定

- ・ 両罰規定の定め

### 附則

- ・ 施行期日

- ・ 既存事業者の経過措置